

1 協議事項について

【中村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本日、第4回の委員会では以前に配付した協議事項一覧表の番号5から8をご協議いただく。5は自民党・新政クラブから、6と7は公明党から、8は日本共産党からの提案である。

(1) 耳の不自由な人へのイヤホン貸与

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【大波委員】 提案内容の説明をいただきたい。

【青木委員】 議場内の発言が聞こえにくいという話が市民からあった。マイク、スピーカーの更新がなされたが、その更新では限度があると思う。また、ボリュームを上げた場合、ハウリングを起こす可能性がある。手法については予算等との兼ね合いがあると思う。普段は聞こえていても、議場では聞こえづらいという方もいると思う。あくまでも傍聴者へのサービスということで提案させていただいた。

【大波委員】 どの程度費用がかかるかはわからないが、全席にイヤホンを付けてもよいと思う。

【中村委員長】 確かに、以前、議場内の発言が聞きづらいという意見があったと聞いている。現状について事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 以前は議場内の発言が聞きづらいとの苦情をいただくこともあったが、ここ1年ほどでは、演壇マイクとスピーカーの更新とスピーカーの増設もされた結果、苦情は解消されている。ただし今後の超高齢社会の進展等を見据えると、本提案は貴重な提案であると捉えている。

【中村委員長】 現在は改善され、苦情はないとのことだが、難聴の方など、聞こえづらい方も来られるかもしれない。要望はあるのか。

【議事担当係長】 現在要望があるわけではないが、今後出る可能性はあると考えている。

【中村委員長】 現在、要望はないということだが、難聴の方などに対して、議会として備えておくこと、対応している姿勢を示すことは大切ではないか。提案会派から、手法について意見はあるか。

【青木委員】 まず、工事費について確認したい。

【議事担当係長】 大別すると手法としては3種類程度に分類できる。大がかりなものから述べると、まず1つ目として、磁気ループ機器の敷設がある。これは傍聴席の床下等にループ線を埋め込み、専用の受信機に増幅した音声を送信するもので、多くの場合は庁舎の新築等にあわせて行われるものである。金額は160万円程度かかる。次に、同じ磁気ループ機器の携帯式がある。費用は50万円程度である。工事は不要だが、使用のたびに設置作業が必要にな

る。最後に集音器がある。イメージとしては補聴器のようなもので、装着して、増幅された音を聞き取るものである。費用は幅があり、安いものは1つ数千円からである。器数にもよるが、最大で20万円程度まで想定する必要があると考える。

【青木委員】 金額的な幅があり、時代により求められる手法も異なることが予想される。早急にはいかないと思うが、予算化しやすいところから着手してほしい。

【中村委員長】 提案について意見はあるか。

【山崎委員】 難聴の方は補聴器をつけて傍聴に来る場合が多いと思うが、どのような方を対象として想定しているのか。

【青木委員】 提案の裏には、過去に議場内の発言が聞き取りづらいという声があり、なかなか改善されなかったという経緯がある。また、超高齢社会の進展を見据え、そうしたものを備えておく必要があると考えた。初めから対象を限定するのではなく、幅広い傍聴者へのサービスとして捉えてほしい。

【高久委員】 本市の施設で磁気ループ式を設置している施設はあるか。

【議事担当係長】 設置している施設はない。

【青木委員】 他市では設置しているのか。設置している場合、どのような意見があるのか。

【議事担当係長】 周辺10市に聞き取ったところ、6市が何らかの対応をしていることが分かった。6市のうち3市は庁舎建て替え時などに導入した磁気ループに類する大がかりなシステムで、他の3市は補聴器等の簡易的な対応であった。対応している6市のうち、利用実績があるのは1市のみであり、意見を伺うまでには至っていない状況である。

【大波委員】 各手法は、十分に聞き取れる性能か。

【議事担当係長】 メーカー側は、パンフレットやインターネット上で性能は十分とうたっているが、感じ方には個人差があり、どの程度まで対応するかということになる。

【大波委員】 当面は集音器にするとしても、どの程度までを目指すのか。

【中村委員長】 事務局から説明があったとおり、マイク等の改善で傍聴席はかなり聞きやすくなっている。ただ、その中でも聞き取りづらい方もいると思うので、まずは集音器での対応とし、利用者の意見を伺いながら必要に応じ改善していくということで、本件については本委員会の合意事項とし、議会運営委員会へ送ることとしてよいか。

全 員 了 承

(2) 意見交換会の結果についての取り扱いについて

【中村委員長】 本件について事務局に現状の説明を求める。

【議事担当係長】 大和市議会意見交換会実施要領第8条に記録及び公表の定めがある。「記録者は意見交換会報告書を作成し、座長はその内容を確認の

上、議長に提出するものとする」と定めがあり、同条第2項に、「議長は前項の意見交換会報告書を各会派等に配付するとともに、市議会ホームページ等に掲載するものとする」と定めている。要領の定めとしてはここまでであるが、現在は議長の判断で意見交換会報告書を市側へ任意で情報提供している。実際に会って渡す場合もあれば、日程の都合等により、事務局を通じてお渡しする場合もあると承知している。

【中村委員長】 続いて、提案会派である公明党に説明を求める。

【山田副委員長】 現状は、各団体と意見交換会を行っても、要領に決まりがないため、いただいた意見などに対してお返しができない状況であり、団体に対して誠意のある対応をすべきであると考えている。平成27年度の議会運営委員会の視察で訪問した3市では、意見交換会で出た要望については、議会で精査し、要望書等にして、市に提出しているとのことであった。議会によっては、政策提案まで行っているところもあり、目指すところとしてはそこまで考えてもよいと思うが、まずは、意見交換会の内容の報告と、議会で合意ができる内容についての要望などを市に提出できるようにしたいという提案である。

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【小田委員】 この提案は意見交換会の内容の報告だけでなく、それを踏まえての要望なども提出したいということか。

【山田副委員長】 今は議長の判断で報告書を市側に提出しているが、議長がかわった場合にも踏襲されると決まっているものではない。報告をするという内容を要領に加え、その中で、内容の報告や、合意できるものについての要望を議長から必ず市側に提出していただけるようにすることが必要であると思う。

【中村委員長】 現在の報告書は、主に会議録であるが、要望を記入して出すことも可能である。平成26年7月の厚生常任委員会の意見交換会では、所見という形で提案を記入している。現在行っている市側への任意の情報提供を要領に明文化することでいかがか。

【青木委員】 実施要領の変更または追記をすることになるのか。

【議事担当係長】 記録及び公表ということで、第8条に定めがあるため、市長へ情報提供するなど追記し、対応することは可能であると考えている。

【青木委員】 手続にどの程度の時間がかかるのか。

【議事担当係長】 本委員会で合意された場合、代表者会に送ることになる。次の代表者会は2月半ばであり、合意されれば、議決事項でないため事務上の変更のみで可能なので、何カ月も要するようなものではないと思う。

【小田委員】 できる規定にするのか、義務規定にするのか。

【山田副委員長】 要望については、内容により要望できない可能性もあると考える。情報提供については義務規定がよい。

【赤嶺委員】 第1回意見交換会の際、私が委員長であった厚生常任委員会では、意見交換会后、議員同士で意見交換会に対する感想等を話し合い、そ

れをまとめて公開した。その中では、議員間討議もでき、問題意識の共有、
どういったものを要望とすべきであるかということも議論できた。議員同士
が議論し、いただいた意見を精査して、議会の意思として行政に要望するこ
とが求められている。意見交換会后、速やかに議員間討議を行い、内容のと
りまとめを行う必要があると思う。

【山崎委員】 赤嶺委員の意見に賛同する。また、意見交換会に来られた団
体の方は、自分たちの要望に対する議員の考えや、要望が行政に反映される
見込みがあるかについて知りたいと思う。私は、平成 27 年 11 月の厚生常任
委員会の意見交換会に出席した。団体から多くの要望が出たが、現状では、
伺っただけで終わってしまうように感じた。要望について、各議員、各会派
がどのように考えているかなどが知りたいのではないかと思う。単に会議録
をホームページで公開するより、数カ月後になるかもしれないが、議会とし
ての対応を伝えることが、意見交換会を行う意義になるのではないか。

【大波委員】 意見交換会に出席した議員はいただいた要望にどのように対
応すべきか議論すべきであるとも思う。

【赤嶺委員】 意見交換会後の委員間討議は比較的行いやすいと思うが、出
席した委員会の委員が意見交換会での意見に基づき調査や審議を行う場合、
現状では閉会中に委員会を開催できず、委員の集まりが任意になる。随時委
員会を開催し、いただいた意見に対応できるようにしなければ、よりよい効
果が出ないのではないかと思う。

【中村委員長】 まずは、現状を明文化し、運用をしていく中でよりよいも
のにしてはどうか。

【山田副委員長】 合意がなされるのであれば、もう少し突っ込んだ規定を
してもよいのではないか。議会運営委員会で視察した日向市は、議会報告会
で出た内容について議会で精査し、意見要望を市長に渡し、返答があったも
のを市民に報告をするというような内容の要項がある。そのようなものであ
ればより明解になる。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は山田副委員長の言われたプロセスを踏む
ことを前提とした賛成である。現状のとおり、単に報告書を作成し市側に提
出するのみであれば、ホームページに掲載した報告書を市側が見ればよい話
である。

【小田委員】 課題が出ない場合もある。要望することまで規定するのか。

【山田副委員長】 そこには精査するという言葉が入ると思う。もちろん合
意されたものでなければ要望に至らない。会派ごとに意見が違う場合もある
と思う。

【小田委員】 団体が無理な要望をしてくる可能性もあると思う。柔軟に対
応できるのであればそれでよい。団体側の要望も経過として残すが、それ
に加えて、議員が精査した要望をまとめて報告書として提出するという理解で
よいか。

【山田副委員長】 そのとおりである。

【山崎委員】 実際に要望となるには、全員が合意する必要がある、数は少ないと思う。

【青木委員】 主に結果の報告書となるのか。

【山田副委員長】 出された要望を精査することが大切であると思う。

【小田委員】 それは政策提言としてか。

【山田副委員長】 政策提言とまではいかないと思う。

【赤嶺委員】 意見交換会の前段で、相手先には意見交換会がどういうものか説明していると思う。例えば、意見を全て実現できるわけではないことや、各議員の考え方が違うことについては理解いただいた上で意見交換会に臨んでいただいていると思うので、その点は一定の理解を得られると思う。ただし、議会としていただいた意見は精査しなければならず、その精査とは議員間討議などである。それは、必ずしも全ての議員が同意しなければならないものではなく、全員で一致できたものは要望という形が考えられるということであると思う。ただし、こうしたプロセスがなければ、議論が深まらず、議員間の感覚の差が埋まりにくい。意見交換会の相手先に意見交換会後の情報提供をしているのか。

【議事担当係長】 意見交換会は議員が運営しているので詳細は承知していないが、記録係が作成した会議録案を、委員長の確認後に相手方に送付し、専門用語や発言等に誤りがないかを確認していただいていると聞いている。

【赤嶺委員】 その後の議会での動き等について情報提供はしているか。

【議事担当係長】 同じく、事務局は詳細を知り得る立場にないが、送付した部分の確認のみを行っているのではないかと思う。各委員長が個別にどうされているかについては把握していない。

【赤嶺委員】 終わった後の議会の動きをお知らせすることも重要であり、そこまで行って初めて意見交換会終了となるのではないかと思う。

【中村委員長】 現在でも意見交換会の内容を精査し、必要があれば所見、意見などを報告書に記載することはできるし、座長が相手方に電話等で連絡することもできる。本件については、現在、議長の判断で行っている市側への情報提供を明文化することを本委員会の合意事項とし、代表者会へ送ることとしてよいか。

全 員 了 承

【大波委員】 記録係は意見交換会を録音した音声データを聞くことができるのか。

【議事担当係長】 現在も記録係は音声データを使用して会議録を作成している。

(3) 子ども連れの傍聴について（環境整備後に）

(4) 母子傍聴席の設置について

【中村委員長】 本件について意見はあるか。

【大波委員】 児童等の泣き声が聞こえることがある。そうした音を隔離することができる設備があるとよいと思う。

【中村委員長】 事務局に現状についての説明を求める。

【議事担当係長】 大和市議会傍聴規則第8条第2項に次のとおり定めがある。「児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。」、これに対する実際の運用としては、傍聴者が児童及び乳幼児を連れてくる場合があるが、騒がしくならないようにしてもらうことで許可している。また、騒がしい場合は事務局職員が傍聴席に行き傍聴人に注意をしている。多くの場合、お子さんが騒いでしまった際は、傍聴席の外の休憩スペース等に自主的に移動されている状況にあると承知している。関連事項として同規則第4条に傍聴人の定数の定めがあり52人としているが、現在、固定式の椅子が50席あり、議場の演壇から傍聴席に向かって右上付近のスロープから続くフラットスペースに折り畳み式のパイプ椅子を8席設置していることにより、報道関係者席を含まず一般席のみで定数を確保できている状態である。そのフラットスペースのパイプ椅子を折り畳んだと仮定すると、一般的なサイズのベビーカーが少なくとも2台程度は入る広さがある。

【中村委員長】 現状、基本的には許可されているということである。そのような中で、子供が大きな声を出すことなどにより聞き取りづらくなってしまふことがある。ただ、子供連れの方にも、議会を傍聴していただきたい。いろいろな事情があつて議会が傍聴できないのではなく、いろいろな方が議会を傍聴できることはよいことであると思う。提案会派から意見はあるか。

【鳥淵委員】 子供連れの方が傍聴できる環境は大切である。予算的な問題もあると思うが、傍聴者側の音が議場に届かないような仕組みを考えたい。

【山田副委員長】 安心して子供連れの方も政治参加ができるよう整備すべきだと思う。ただし、予算的なこともあるため、環境整備後にと付け加えた。

【高久委員】 隔離された形で、子供連れの方も傍聴でき、議場に音が漏れないような環境の整備が重要である。予算もかかることであるが、今後の課題であると考えている。

【山崎委員】 私が議員になってからも、子供連れの方が傍聴にいらしており、需要としては多いと思う。予算はかかるが、積極的に進めていくべきだと思う。

【小田委員】 現在はインターネットで見ることもできる。議場で隔離した空間でとなると、予算はかなりかかると思う。

【山崎委員】 傍聴者の目的は、話している方を見に来るということだけではないかもしれない。

【山田副委員長】 傍聴とインターネット中継などでは臨場感が違う。

【大波委員】 他市の状況はどうか。

【議事担当係長】 そのような設備の議会がある報道等には接しているが、

まず、建物、施設面での違いがある。他市における親子傍聴席等の整備の事例は市役所庁舎の新築や建て替え等にあわせてであると思われる。既存の建築物、特に本市のように古い建築物に増改築等で設置するのは耐荷重など技術的ハードル等が特に高いのではないかと考えている。

【赤嶺委員】 提案には賛成だが、母子に限定して施設を設置するのではなく、多目的室としてもよいと思う。例えば車椅子の方なども利用できるスペースであつてもよいと思う。提案会派はいかがか。

【高久委員】 異論はない。

【山田副委員長】 私は、子供連れの方が、子供連れでも安心して傍聴できることが重要であると思う。車椅子の方は、音が聞こえない場所に入る必要はない。子供連れの方が安心して傍聴できる環境整備が重要という観点が大切であると思う。

【中村委員長】 現状は児童及び乳幼児は議長の許可で傍聴できるという状況であり、子供でも傍聴ができるという原則に切り替えることも大きな転換であると思う。最終的には防音ガラス等をつけることが一番いいと思うが、予算や施設のこともありすぐには難しい。まずは、母子で傍聴ができるという原則に切り替え、議場の演壇から傍聴席に向かって右上のスペースをパイプ椅子を折り畳んで確保する。基本的には傍聴席で静かに聞いていただき、騒いでしまった場合は、傍聴席の外の音が聞こえる休憩所にご案内する。今後何かの機会に、環境の整備も行うよう市側にも伝えるということではいかがか。

【小田委員】 その場合には、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないという規定を削除するか、入ることができるに変更するのか。今の規則をどのように変更するのか。

【事務局次長】 傍聴規則そのものの改正も一つの案であるが、現在運用で定まっている部分をまずは議会運営委員会の決定で原則傍聴を認めることとし、今後、運用実績が上がったら傍聴規則を変更するという段階的な方法も可能である。過去に、小学生が授業のある日に傍聴に来たため、許可をしなかった事例もある。

【中村委員長】 傍聴規則を変更するか、議会運営委員会の決定で傍聴を可能にするのかは議会運営委員会に任せることとし、まずは、母子でも傍聴できるようにすること、傍聴席に向かって右上のスペースを確保し、運用実績や予算との兼ね合いを見ながらよりよい環境整備を行っていくということではいかがか。

【山崎委員】 母子という言い方ではなく、保護者と子供などがよいのではないか。

【中村委員長】 では、子供連れの傍聴とする。本件については本委員会の合意事項とし、議会運営委員会へ送ることとしてよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 以上で、本日の日程1「協議事項について」を終了する。

2 その他

【中村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 次回の本委員会は2月12日（金）午後2時から委員会室で開催する。協議事項はお手元の協議事項一覧の9、議長の任期は2年、副議長と監査委員は1年とする（副議長、監査委員は一般質問ができるようにする）の括弧内の部分、10、大学の法学部等との連携、11、こども議会、おとな議会等の実施、12、子ども議会の開催（たとえば、各学校の代表による議会。決議をして市議会に提言）である。

【中村委員長】 事務局から次回の協議事項の説明があったが、11のこども議会、おとな議会等の実施について、おとな議会とはどのようなものか、具体的な説明を提出会派の明るいみらい大和からお願いしたい。

【赤嶺委員】 議会を疑似体験する重要性は、子供に限ったことではないと思う。また、議会にとっても広報機能として有益であると思う。

【中村委員長】 それは傍聴とは異なるのか。集まっていたいただいた方に何か具体的に審議をしていただくということか。

【赤嶺委員】 傍聴とは異なる。議会が何をしているのか疑問を抱いている方がいる。議会や行政がどのようなやり取りをし、採決を経て決定していくのかを体験できるイメージである。例えば議会見学会のようなものを行い、その中で、参加者が議員側、行政側に分かれて、審議の体験をするようなことを想定している。

【中村委員長】 説明の内容は、自民党・新政クラブからの協議番号12の提案とは趣旨が異なるようである。自民党・新政クラブからの12の提案は、体験というよりは、集まっていた子供に、何かを審議していただき、成果物を出していただくという提案である。当初、11と12は関連事項であると判断したので、ここであわせて協議することを予定していたが、関連事項ではないようなので、この2点は次回ではなく、先送りさせていただき、時期の検討をして委員長から改めて提案させていただきたい。そうすると、次回の協議事項はどのようなになるか、改めて事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 先ほどの9、10はそのままで、11と12のかわりに、13、議員間討議の導入、14、（ある程度の）事前通告をするまでの4点となる。

【中村委員長】 14の自民党・新政クラブからの提案であるが、これは内容的に委員会審議の方法や予算委員会の導入などにもかかわってくるので、他の協議事項との関係から次回より先に協議を延ばしていただきたい。そうすると、改めて次回の協議事項がどのようなになるか、事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 先ほどの9、10、13はそのままで、14のかわりに、15、各会派が作成している予算要望のインターネット公開、16、議員による代表者会傍聴許可の5点となる。

【中村委員長】 提案会派からの説明を求める。まず、9、10、13は自民党・新政クラブからである。9の前半部分は議長からの諮問事項と重複しており、議長の任期は2年、副議長と監査委員は1年とすることは、先日合意となったが、副議長、監査委員は一般質問ができるようにすることについては先送りをしたため、その部分に関して協議をお願いするものである。自民党・新政クラブは、一般質問ができるようにしたいと考えている。次の10は、大学の法学部等との連携だが、いくつかの自治体、議会で既に行っている。例えば、議員提出議案の条例をつくりたい場合に、大学の法学部が条例制定をサポートしてくれたり、市側から政策的な提案があった際、その提案が政策法務的な観点からどうかについてアドバイスをいただくなど、いろいろな形で大学法学部と連携している自治体、議会を参考にしながら本市でも行ってきたい。提案として、議会事務局の法制能力の強化ということが上がっていると思うが、議会事務局に新しく法制担当職員を配置するのは、お金の問題もあり、ハードルが高い。専門集団である大学と連携することがよいのではないかということである。続いて13、議員間討議の導入は、陳情、請願について議員間で討議をするということである。

【赤嶺委員】 10は、大学の法学部等との連携だが、法学部等というのは、法学部以外の学部との連携も想定しているのか。

【中村委員長】 大学によって、法律関係、政策法務を行っている学部が法学部という名称ではない可能性もあるため、法学部等としている。

【山田副委員長】 法律関係の学部に限るとのことか。

【中村委員長】 そのとおりである。

【小田委員】 この連携はどのような形を想定しているのか。

【中村委員長】 協定を結ぶということである。

【大波委員】 今、青山学院大学と協定を結んでいると思うがどうか。

【事務局次長】 執行部側と結んでいる。

【中村委員長】 続いて、明るいみらい大和の提案内容について説明を求める。

【赤嶺委員】 15、各会派が作成している予算要望のインターネット公開について説明する。現在、ほとんどの会派が市側に予算要望を提出していると思う。会派の方針、各議員の議員活動、議会活動などに密接にかかわるものである。全ての会派が提出しているようであれば、公開してもよいのではないかという提案である。次の16、議員による代表者会傍聴許可は、現状は代表者以外の傍聴ができない状況であり、希望者がいれば、発言はできないが傍聴はできるという、会派に属さない議員のオブザーバー参加と同様の傍聴ができないかというものである。

【中村委員長】 提案内容について質問はあるか。

【山田副委員長】 議員間討議の導入は委員会の際に、その場で行うということか。陳情、請願に限るのか。

【中村委員長】 委員会の開催中に行うことを想定している。陳情、請願が

向いていると考えている。

【大波委員】 15、各会派が作成している予算要望についてだが、虹の会では予算要望を行っていない。

【小田委員】 現状では、議員間討議を行うことはできないのか。

【事務局次長】 会議規則等では、討論、採決を行うことに関する規定はあるが、議員間討議に関する規定はない。質疑意見を交わす中での議員間でのやり取りは可能である。提案は市側説明員への質疑と議員間討議を行う時間を分けるということであると思う。

【小田委員】 閉会中の委員会を行うということではないのか。

【中村委員長】 そうではない。現在の質疑では、議員に対して質疑を行ってはいけないということではないが、多くは市側に対しての質疑である。討論についても、自分の意見を主張することが主で、他の議員の意見に対して意見を述べるわけではない。議員間討議は議員同士でのディスカッションを行うということである。

【大波委員】 現状、議員同士でディスカッションを行うことは可能なのか。

【事務局次長】 禁止規定はない。委員長からの提案は、市側から提出された議案については、市側をただす必要があるが、陳情、請願は外からの議題として、議員同士で意見を交わすということに向いているのではないかということだと思う。現状では、議員の意見に対して意見を言うてはいけないという規定はないが、性質上、市側説明員に対してただすという質疑の場面が多い。

【山崎委員】 市側の退席についてはどのように考えているのか。

【中村委員長】 市側の退席がよい場合もあるかもしれないが、議員間討議の中で市側に質問をしたい議員もいる可能性があるため、初めから市側は退席と決めるのではなく、柔軟に考えたい。説明は以上である。各会派で意見をまとめていただき、次回、出席願いたい。次回の協議事項について何かあるか。ほかになければ以上で終了する。

午後3時18分 閉会